

種苗法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和2年3月
農林水産省
食料産業局知的財産課

1 改正の趣旨

- (1) 種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める区分ごとに農林水産植物（以下「植物」という。）について品種登録の審査の指標となる重要な形質を定めることとしている。これを受け、種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号。以下「規則」という。）別表第1において、当該区分及び各区分に属する植物を定めている。
- また、法第5条第1項において、品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、出願品種の属する植物の種類等を記載した願書を提出することとしている。これを受け、規則別表第2において、当該「植物の種類」に係る学名及び和名を定めている。
- (2) また、法第21条第3項において、農業を営む者の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物を農林水産省令で定めることとしている。

2 改正の内容

- (1) ア 植物について定める区分の追加等（規則別表第1関係）（別紙1）

新たに重要な形質を定める必要がある植物の種類に係る区分及び各区分に属する植物の追加や植物の変更等の改正。

また、新規に出願のあった植物のうち、我が国で多くの品種が流通しておらず、重要な形質を定めることが困難な植物について、審査の早期化を図るため、観賞樹について「その他観賞樹」、球根類について「その他球根類」、ラン類について「その他ラン類」、草花（球根類及びラン類を除く）について「その他草花（その他球根類及びその他ラン類を除く。）」の区分を設定。

- イ 出願品種の属する植物の種類の追加等（規則別表第2関係）（別紙1）

今般、新たな植物の品種登録出願があったこと等に対応するため、植物を新たに追加するほか、既に規定されている植物の学名又は和名の変更等の改正。

- (2) 農業を営む者の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物の種類の追加等（規則別表第3関係）（別紙2）

植物を新たに定めるほか、植物の学名又は和名の変更等の改正。

- (3) 区分(和名)、農林水産植物(学名)及び備考欄における字句の修正（規則別表第1、第2及び第3）

3 施行期日

令和2年3月16日

(別紙1)

「重要な形質」を新設する区分

○ 新設される区分

	区分
1	アンペロプシス グランドウロサ
2	ディスキディア ルスキフォリア
3	フィクス ナタレンシス
4	オオイタビ
5	オリーブ
6	メノマンネングサ
7	ハナセンナ
8	ウロクロア
9	その他観賞樹
10	その他球根類
11	その他ラン類
12	その他草花 (その他球根類及びその他ラン類を除く。)

農業を営む者の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物の種類

○ 新たに定める植物の種類

植物の種類	
1	ケアノツス属
2	ミツバ属
3	キンバラリア属
4	ヒゴタイ属
5	エウリオプス属
6	レケナウルティア(ハツコイソウ) 属
7	ノボタン属
8	マツヨイグサ属
9	パロッティア属